

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び53年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和53年10月から54年3月まで

私は、昭和36年4月から37年3月までの期間及び53年10月から54年3月までの期間の保険料は、A区の職員が自宅に集金に来ていたので納付したはずであり、未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度に発足当時から加入し、申立期間はいずれも12か月と6か月と短期間であり、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和36年4月24日にA区で払い出されたことが確認できる上、申立てどおり区職員による出張検認が行われていたことが確認できることから、加入手続を行った当初は保険料の納付があったとするのが自然である。

さらに、申立期間②は6か月と短期間であり、申立人夫婦は昭和40年4月以降、申立期間②を除き保険料をすべて納付しており、申立人の妻の保有する46年4月の領収書により、申立期間②当時、基本的に夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで
② 昭和53年10月から54年3月まで

昭和37年4月から40年3月までの期間及び53年10月から54年3月までの期間の保険料は、A区の職員が自宅に集金に来ていたので納付したはずであり、未納になっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②は6か月と短期間であり、申立人夫婦は昭和40年4月以降、申立期間②を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保有する46年4月の領収書により、申立期間②当時、基本的に夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたことが推認できる。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年9月以降の時点において、申立期間①のうち38年6月以前は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①の保険料をさかのぼって納付したことはうかがえず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年5月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

昭和34年に結婚してA市に住んでいたときに国民年金制度ができ、市役所から直接個別に家まで来て加入勧奨され国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を支払っていた。昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料は支払ったはずであり、未納と未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の適用準備期間中の昭和36年2月20日に、A市B区で任意加入被保険者として資格取得しており、市役所の職員に勧められて任意加入しながら一度も保険料を納めていないことになっているのは、不自然である。

また、申立人は、「国民年金手帳はシールを貼るためのざら紙のようなもので表紙はブルーで、毎月集金に来てシールを手帳に貼った。」「保険料は月100円だった。」と保険料の納付方法等について具体的に供述しているところ、A市B区役所では昭和37年7月から非常勤嘱託員による戸別訪問方式の集金が始まったことが確認でき、申立期間の前半は該当せず申立人の記憶に一部混同が認められるものの、当時使用されていた国民年金手帳の表紙の色及び保険料額と符合することから、申立人の主張には信憑性^{しんぴやう}が認められる。

さらに、申立人の夫は同一企業に継続して勤務しており、保険料納付の資力は十分にあったと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和38年6月については未加入期間となっており、

申立人は、国民年金の任意加入をやめた時期の記憶が曖昧であるが、その理由について「集金制度が終わるとき、やめますかと聞かれ、やめると答えた。」としている上、同月について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに同月の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、社会保険庁の電算記録により、申立人が国民年金の任意加入被保険者資格を喪失したのは昭和38年6月25日であることが確認でき、国民年金法（昭和34年法律第141号）第11条に基づき、被保険者期間は被保険者資格を取得した日の属する月から被保険者資格を喪失した日の属する月の前月までとされていることから、社会保険庁の記録管理に不自然な点は認められず、資格喪失日が6月25日であることから、申立人は、同月も保険料を納付したと主張しているものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間及び50年9月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和50年9月から51年3月まで

申立期間①については、昭和43年12月から47年3月までの国民年金保険料を納付しており、国民年金手帳には検認印もあるが、記録では未納となっていたので、この期間は保険料の還付を受けた記憶も無く不信感がある。

申立期間②については、昭和50年8月21日に会社整理のため、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、母が町内の民生委員に相談して国民年金に50年9月1日に再加入しているため母が保険料を納付していない訳はない。

このようなことから申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、実家のあるA市において、昭和43年12月25日に国民年金被保険者資格を取得後、申立期間①の直前まで保険料を納付済みである上、47年4月に就職のためB市に転居するまで実家で生活していたとしており、申立人が47年1月21日に国民年金被保険者資格を喪失しなければならない合理的な理由は見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、昭和46年度の国民年金保険料は、昭和46年7月31日に一括納付されていることが確認できる上、社会保険庁の特殊台帳（マイクロ転写）において12か月納付が9か月納付に訂正されたことが確認できるものの、先に納付した3か月分の保険料を還付したとの記録は無く、保険料の徴収事務に係る記録管理に不手際が認められる。

2 申立期間②については、申立人は、実家のあるA市に転入後、国民年金へ

の再加入手続の時期は不明であるが、同市に転入した昭和50年9月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得し、申立期間②直後の51年4月から厚生年金保険に加入する前月の53年1月まで保険料を納付し続けている上、申立期間②については、51年4月時点においては現年度納付が可能であり、53年1月時点でも50年9月分を除けば過年度納付が可能である。

また、申立人は、その母が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれたと主張しているところ、その母は、昭和36年7月に国民年金に任意加入後、60歳になる47年2月まで保険料を納付し続けていることから、年金制度をよく理解し、納付意識も高かったと認められ、申立期間②が7か月と短期間であることを踏まえると、保険料は納付されていたと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和39年4月から40年3月まで

昭和36年2月ころ、A区役所職員が国民年金制度の説明に訪れた際に社宅の主婦達の中で私一人だけが国民年金への加入を申し出た。それから、3か月に一度くらいの割合で集金により国民年金保険料を納めていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和36年4月から61年4月に第3号被保険者制度が発足するまで国民年金に任意加入し、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を納付し続けていることから、年金制度を理解し、納付意識も高かったと認められる。

2 申立期間②については、A区を含むB（地方公共団体）の一部では、昭和38年度から徴収権限があるB（地方公共団体）国民年金部職員が過年度保険料の徴収を戸別訪問して行っていたことを確認済みであり、昭和40年1月28日に申立期間②直前の38年度保険料を一括して過年度納付している上、申立期間②以後は長期間にわたり保険料を納付し続けていることから、申立期間②（12か月）の保険料を納付しなかったとは考え難い。

3 申立期間①については、申立人は、A区に居住していた間は一貫して集金人に保険料を3か月ごとに納付していたと主張しているが、上述のとおり過年度納付している事実もあり、保険料納付に係る記憶が曖昧である上、申立

人は、国民年金の適用準備期間中の昭和36年2月27日に任意加入はしているものの、申立期間①の国民年金保険料を納付したこと示す関連資料は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年度のうち6か月

勤務先の社長がA町（現在は、B町）役場で国民年金の加入手続きをしてくれた。保険料は、当初給与天引きされていたが、結婚後は、妻が二人分を3か月ごとに集金人に納めていた。妻の昭和46年度の保険料も6か月未納とされていたのが平成5年2月22日に12か月納付に記録訂正されたが、私の分が訂正されないのは納付できない。調査して私の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年9月の結婚当初から57年ころまでは、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、その妻は、国民年金制度が始まった36年4月から国民年金保険料を納付し続け、加入可能月数である384月がすべて納付済みとなっていることから、国民年金制度への理解と納付意識の高さが認められる。

また、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳により、申立期間直後の昭和47年度は夫婦同一日に保険料を納付していることが確認できる上、その妻は申立期間の保険料を納付済みになっていることから、申立期間が6か月と短期間であることを考え合わせると、申立人の妻が自分の分の保険料を納付しているにもかかわらず、申立人のみを未納のままにしておくことは考え難い。

さらに、昭和46年度については、当初申立人の妻も6か月未納とされていたが、平成5年2月22日に納付済みに訂正されており、行政側の納付記録の管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月11日から同年7月1日まで

A社の同僚が年金記録の訂正の申立てを行い、私に当時の状況についての照会があった。これを機に私自身の厚生年金保険加入記録を確認したところ、私の年金記録にも同様に未加入期間があることを知った。私は、昭和27年にA社に入社以来、平成9年6月末に退職するまで一貫して同社に勤務していたので、申立期間について被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が昭和27年12月1日からA社に継続して勤務し(40年7月1日にA社本店から同社C支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年5月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 1 日から 36 年 7 月 12 日まで
② 昭和 37 年 12 月 1 日から 40 年 4 月 28 日まで
私は、脱退手当金を請求したことはなく、受給した覚えもないので、申立期間を厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 8 か月後の昭和 41 年 12 月 23 日に支給されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、支給されたとされる額は、法定支給額と 456 円相違している。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は申立期間②と同一事業所であるとともに、未請求となっている被保険者期間と申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年4月1日から8年3月27日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を6年4月から同年10月までは26万円、同年11月から8年2月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から8年3月27日まで
② 平成8年3月28日から同年11月1日まで

私は、A社において経理を担当していた。社会保険料については、給与の額面に見合う保険料が控除されており、こんなに標準報酬月額が低くなっていることは納得できない。

また、平成8年3月27日で厚生年金保険の資格が喪失しているが、同年10月末日まで同事業所に勤務していたため被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は、平成8年3月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁の電算記録により、その翌月の同年4月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が6年4月から同年10月までの期間については26万円から8万円に、同年11月から8年2月までの期間については30万円から9万2,000円に、それぞれさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は当該事業所で経理を担当していたと申し立てているが、「社会保険の手続に関する書類の作成はすべて事業主が行っていた。」とも供述している上、当該事業所の元役員からも、「申立人の業務は、社会保険事務所に書類の提出を行うだけのものであった。」との供述が得られ、このほかに申立人の当該事業所における地位その他の事情を総合的に判断すると、申立人が標準報酬月額の記録訂正に関与したとは考え難い。

さらに、申立人が所持する給与集計表及び源泉徴収簿により、申立期間のうち、平成6年4月から同年10月までの期間については標準報酬月額

26 万円に相当する保険料が事業主により控除され、同年 11 月から 7 年 6 月までの期間並びに 8 年 1 月及び同年 2 月については標準報酬月額 30 万円に相当する保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 6 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までは 26 万円、6 年 11 月 1 日から 8 年 3 月 27 日までは 30 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、雇用保険の記録から当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所は平成 8 年 3 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人は当該期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付済みである。

また、申立人が所持する所得税源泉徴収簿により、申立期間②については雇用保険料相当額のみが控除されており、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年10月1日まで
私は、平成5年11月1日から7年9月30日までA社に勤務しており、その間約60万円の給料を支給されていた。社会保険料も控除されていたはずである。社会保険事務所の記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年3月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁の電算記録により、その翌月の同年4月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年11月から6年10月までの期間については53万円から8万円に、同年11月から7年9月までの期間については56万円から9万2,000円に、それぞれさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により同社の取締役であったことが確認できるが、標準報酬月額に係る記録の訂正は、申立人が同社を辞めてから半年以上経過した平成8年4月に行われていることから、申立人が標準報酬月額のさかのぼった訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは56万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成3年4月から同年9月までは50万円、同年10月から5年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年10月23日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間のうち、平成3年4月から5年9月までの標準報酬月額が8万円となっているが、誤りであると思うので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年10月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁の電算記録により、その翌月の同年11月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年4月から同年9月までの期間については50万円から8万円に、同年10月から5年9月までの期間については53万円から8万円に、それぞれさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により申立期間当時取締役であったことが確認できるが、元同僚二人の証言により、申立人は一貫してB部門を担当しており、社会保険事務を含めた経理及び会社経営に関わっていないと認められることから、標準報酬月額のさかのぼった訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年4月から同年9月までは50万円、同年10月から5年9月までは53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで
昭和35年に新聞紙上で国民年金の制度を知り、申立期間のうち36年4月から38年3月まではA区の職員が二人で自宅に集金に来て、国民年金保険料を納付したはずであり、未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年9月5日にA区において夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間のうち36年6月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻も申立期間は未納となっている。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和38年9月5日の時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるため、区の集金人に納付することはできない上、A区の被保険者名簿にも申立期間は未納と記録されている。

このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無く、これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで
昭和35年に新聞紙上で国民年金の制度を知り、申立期間のうち36年4月から38年3月まではA区の職員が二人で自宅に集金に来て、国民年金保険料を納付したはずであり、未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年9月5日にA区において夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間のうち36年6月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫も申立期間は未納となっている。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和38年9月5日の時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるため、区の集金人に納付することはできない上、A区の被保険者名簿にも申立期間は未納と記録されている。

このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無く、これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から51年3月まで

昭和50年ごろに、当時住んでいたA区の郵便局で、妻が私の国民年金の加入手続を行った。52年にB市に転居したが、A区での納付記録は無いと言われ、妻が申立期間の保険料の約10万円を53年7月にさかのぼって納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したと主張する昭和53年7月は、第3回目の特例納付の実施期間ではあるものの、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、特例納付した保険料は約10万円だったと主張しており、第3回目の特例納付で申立期間を納付した場合の保険料額とは大きく相違している。

また、申立人は、昭和50年当時居住していたA区の郵便局でその妻が申立人の国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は53年3月23日以降に払い出されており、この時点以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない上、郵便局では国民年金の加入手続は行えないことから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から40年3月まで

私が20歳になった昭和38年5月に、母が、私と兄の国民年金の加入手続を行った。自宅に市役所の集金人が来て、母が私と兄の保険料を納付したのに、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和38年5月に母が申立人と兄の国民年金の加入手続を行い、市役所の集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたとする母はすでに亡くなっていることから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録から、兄と連番で昭和40年10月23日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち、38年5月及び同年6月の国民年金保険料は、時効により納付できない期間である上、時効に達していない期間分の過年度保険料についても、申立人は、市の集金人に納付していたと主張しているが、過年度保険料は市の集金人が取り扱うことはできないことから、申立内容とは相違し、過年度納付されたということも考え難い。

さらに、申立人は、母が、申立期間の兄の保険料も同時に納付していたと主張するが、兄の納付状況を見ても申立人と同様に未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月及び同年2月

私は、会社勤めをやめたら国民年金に加入するのは当然だと思い、昭和49年1月ころ、妻が、A区役所かB支所で加入手続をし、保険料を納付したのに申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月ころ、申立人の妻が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は61年2月以降に払い出されていることから申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとされる申立人の妻は、C市に転居する前に紛失した領収書を保存していたことを明確に憶えていると証言しているが、納付したのは国民年金保険料なのか国民健康保険料なのか明確でなく、加入手続及び納付方法についての記憶はあいまいであり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の妻も申立期間において国民年金には未加入となっている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1343

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から48年3月まで

私は厚生年金保険に7年くらい加入していたが、結婚で退職し、昭和42年に厚生年金保険の一時金を受け取った。市役所の職員から今ならさかのぼって国民年金に加入できると言われ、48年ころに国民年金に加入し、申立期間の36年5月から48年3月までの保険料を金額は覚えていないが、分割で市役所で納付したのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について自分で分割して納付したと主張しているが、申立人は、納付した保険料額の記憶が全く無く、保険料額の特定が困難な上、納付時期等の具体的な記憶も無く、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から申立人夫婦の同手帳記号番号の払出しは昭和50年4月と確認でき、申立人はこの50年4月以降に昭和48年4月から49年3月までの保険料の過年度納付を行ったことがうかがえることから、保険料額の記憶も無いことを考え併せると申立人の記憶はこの際の記憶であると考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案1344

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年7月までの期間及び43年11月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年7月まで
② 昭和43年11月から45年3月まで

私は、A市に住むようになったときだと思うが、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付できることを知り、1回目に納付した時は手持ちの現金で、2回目に納付した時は手持ちの現金では不足したので、弟から借りたお金と併せて納付した記憶がある。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号はB社会保険事務所の保管する手帳記号番号払出簿から昭和52年4月以降に払い出されたことが確認でき、申立人の特殊台帳の記録によると、45年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料を第3回目の特例納付で納付し、51年4月から53年3月までの期間の保険料を過年度納付したことが確認できるところ、申立期間は合計105か月であり、申立内容のとおり特例納付を行っていたとすると保険料額は、当時としては高額であると考えられるが、申立人は、納付金額についての記憶は一切無く、申立人の弟からの聴取においても、その金額を特定することが困難である。

また、申立人の特例納付済みの月数は、納付時期以降の納付可能月数と合算すると年金受給資格に必要な加入月数300か月を確保できる月数であることから特例納付制度の目的を考え併せると、申立人は特殊台帳に記録されている期間において特例納付したものと考えられる。

さらに、申立期間①及び②が分割されたのは、平成20年6月の記録統合で厚生年金保険の被保険者期間が判明したことによるものであることから、特例納付を行った時期には分からなかったはずであり、申立内容との整合性がとれず、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付さ

れていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1345

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から52年12月まで

私が20歳になった昭和45年6月に、まだ大学生だった私に代わり父が国民年金加入手続をし、保険料を納付してくれていた。49年3月に大学を卒業してすぐに父の経営する会社に入社し、経理事務を担当する傍ら家族全員分の国民年金保険料を集金人を通じて納付したのに、申立期間当時の保険料が未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったときに、その父が国民年金加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月24日にA市で国民年金に任意加入した際に払い出されたものであり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間当時、国民年金手帳は見たことが無く、父親が管理していたと思う。」と供述しているところ、申立人が父の経営する会社に就職した時点（昭和49年3月）又は結婚した時点（50年2月）で父から国民年金手帳を受け取った記憶もないのは不自然である。

さらに、申立人は、兄及び姉についても、父が同様に加入手続をしたと主張しているが、申立人の兄（昭和18年生）については、国民年金への加入は24歳になるころで、保険料の納付は41年4月からであり、申立人の姉（昭和20年生）については、国民年金への加入は、20歳になった翌々年の42年になってからで、保険料の納付は兄と同じく41年4月からであることから、申立人の父が、20歳になってすぐにその子供達について国民年金の加入手続を行っていたとは考え難い。

加えて、申立人は、保険料の納付について、昭和45年6月から49年2月までは父が行っていたとしており、申立人が父の会社に就職した49年3月から退職する57年3月ごろまでは、会社の経理を担当していた申立人自身が、家

族全員分の保険料を会社の金から集金人に仮払いし、各人の給料から天引きしていたと主張しているが、当該会社は63年に廃業し、会計帳簿や賃金台帳等の関係資料は既に廃棄され、保険料を納付してくれていたという父は既に他界しており、加入及び納付の実態は不明である上、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの期間、46年4月から47年3月までの期間及び47年9月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から46年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで
③ 昭和47年9月から48年3月まで

昭和42年4月から46年3月までは私が学生だったので、両親がA市B区役所で私の国民年金加入手続を行い、国民健康保険の保険料と同様に国民年金の保険料を支払ってくれていた。また、私が46年4月にC(地名)の事業所に就職したときも、住所の籍はA(地名)に置いたままにしており、両親が国民年金保険料を払っていた。

昭和42年4月から46年3月までの期間、46年4月から47年3月までの期間及び47年9月から48年3月までの期間の保険料は支払ったはずであり、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期、D共済期間(昭和49年3月から62年3月まで)が62年5月28日に追加処理されていること、及び国民年金保険料の納付が62年4月からとなっていることを考え合わせると、申立人は、62年4月又は同年5月に国民年金の加入手続を行っていることが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、加入手続を行った昭和62年の時点で、申立期間①、②及び③については、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、その両親が国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたと主張しているところ、申立人の父親は行方不明であり、母親は既に他界しており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、加入及び納付の実態が不明である上、申立期間①、②及び③の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付

していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人の納付記録は、昭和46年4月から49年2月までの一連の期間が未納となっていたところ、D共済期間（47年4月から同年8月までの期間及び48年4月から49年2月までの期間）が判明したため、平成19年に追加処理されているところ、これら記録訂正に伴う還付手続は行われていないことから、申立期間②及び③は未納であったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1347

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から45年4月まで

私の夫が昭和36年4月にA市役所本庁で私に代わり、国民年金に任意加入する手続きをしてくれた。36年は長男が誕生した年なので良く覚えている。A市役所のアルバイトの女性が自宅まで保険料を集金に来て、保険料納付のたびに領収書をくれた。私はその領収書を年金手帳に貼り付けていたため年金手帳がかさばり、年金手帳を保存しておくことが苦痛となったことから、平成19年ころ、年金を受給して何年にもなるため必要もないと思い、年金手帳を非常用持ち出し袋から出して処分してしまった。私の年金記録が未納とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和45年5月15日に国民年金に任意加入しており、申立人が加入したと主張する36年4月の前後の期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名は無く、任意加入した45年以前に別の国民年金手帳記号番号を取得して国民年金に加入していることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その夫が任意加入する手続きをしてくれたと主張しているが、夫は、昭和36年4月から39年6月まで国民年金に未加入の取り扱いとなっており、夫婦ともに強制加入者となることから、夫が加入手続きをした際には、夫婦共に国民年金への加入指導があったと考えるのが自然であり、申立人が任意加入したと主張していることには不自然さが認められる。

さらに、申立人は、集金人に保険料を支払うたびに領収書をもらい、これを国民年金手帳に貼付していたと主張しているが、申立期間当時は印紙検認方式による保険料の徴収が行われており、A市において集金人による保険料徴収が開始されたのは昭和39年7月からであることを確認済みであり、申立ての保険料納付に係る記憶に曖昧さが認められる。

加えて、加入手続をしてくれたとする申立人の夫は事情聴取できる状況にはなく、申立人も加入手続に直接関与していないことから加入の実態が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から51年6月まで
申立期間については、夫が国民年金の第3回目の特例納付制度ができたことを知り、私の国民年金の加入手続を行い、過去の未納期間をすべて納付してくれていたのに、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第3回目の特例納付期間中に国民年金の加入手続をしたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月に社会保険事務所からA市に払い出された番号の一つであることが確認でき、53年7月から実施された第3回目の特例納付の時期と符合する。

しかし、申立人が納付を開始した昭和51年7月から60歳までに納付可能な期間は155か月しかなく、4年6月生まれの申立人が年金受給権を得るのに必要な納付月数288か月には、配偶者合算対象期間（いわゆるカラ期間）50か月（申立人の夫が厚生年金保険に加入していた36年4月から40年5月までの期間）を含めても83か月不足することになり、申立人が55年6月に特例納付した期間が83か月と不足期間に合致すること、及び社会保険庁の特殊台帳において「付4条 40.6～47.4」の記載があることを踏まえると、申立人が国民年金に加入するに当たり、市役所の職員から不足期間の83か月を特例納付するよう納付勧奨があったと考えるのが自然である。

また、申立人は、国民年金に加入後の昭和53年10月に51年7月から同年10月までの分を、53年12月に51年11月から53年3月までの分の保険料をそれぞれ一括して過年度納付していることが特殊台帳により確認でき、53年10月時点で時効間近の51年7月からの4か月分をとりあえず過年度納付していること、及び申立人が特例納付を行ったのは実施期間終了直前の55年6月であることを踏まえると、申立人は、年金受給権を得るために必要な最低限の83か月について特例納付の勧奨に応じたものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から50年6月まで
申立期間については、国民年金の第3回目の特例納付制度ができたことを知り、過去の未納期間を妻の分と一緒にすべて納付したのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、その妻と一緒に特例納付を行ったと主張しているが、申立人が国民年金に加入した昭和52年時点で過去の厚生年金保険加入期間が128か月あり、国民年金加入後に過年度納付を行った50年7月から60歳になる平成2年2月までに175か月あることから、昭和5年生まれの申立人が年金受給権を得るために必要な288か月を十分満たす303か月について保険料納付が可能であり、申立人があえて特例納付する必要性は高いとは認められないことから、国民年金に加入した時点において、市役所から特例納付の勧奨を受けたとは考え難く、過去の未納分の一部を納付しなければ年金受給権を得ることができない申立人の妻だけが特例納付したと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から42年3月まで

私は、昭和38年2月に国民年金に加入し、申立期間の保険料は、当時居住していたA（地名）の公団住宅に、毎月、男性の集金人の訪問を受けて玄関先で納付し、国民年金手帳に同集金人は印紙を貼付して検印を押していた。その手帳は、紛失して無いが、44年に公務員になる前、5年間は絶対に支払わなければならないと思って納付していたのに、42年4月からの納付記録しかないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年2月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、43年4月23日に社会保険事務所からB市に払い出された番号の一つであることが確認でき、申立人の元夫が厚生年金保険の資格を喪失した38年2月にさかのぼって被保険者資格を強制で取得したものと推認できる上、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、加入手続を行った昭和43年の時点で、申立期間の大半は時効により国民年金を納付することはできない期間である。

さらに、申立人の所持する国民年金保険料領収カード及び領収書により、申立人は昭和42年4月から43年3月までの保険料を43年6月29日に集金人に預け、集金人が銀行に振り込んでいることが確認できるが、申立期間についての同領収カード等は無く、集金人に保険料を預けたことの確認ができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 10 日から 38 年 10 月 11 日まで
② 昭和 39 年 11 月 26 日から 40 年 7 月 11 日まで
③ 昭和 40 年 8 月 1 日から 41 年 5 月 21 日まで

社会保険庁が管理する私の年金記録のうち、昭和 46 年 10 月 29 日に脱退手当金の支給を受けたのは確かであり、その時、43 年 9 月から 46 年 8 月までの 36 か月分の 2 万 6,850 円を受領したが、申立期間については、脱退手当金を受け取っていないので、これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、申立期間について脱退手当金（以下「本件脱退手当金」という。）の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、その脱退手当金支給額は、法定の支給額と一致し、計算上の誤りが無く、本人請求の請求手続としては、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

そして、申立人に対しては、本件脱退手当金支給の 3 年 9 か月後に別の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されていて、申立人は、これについては受給したことを認めているのであるが、仮に本件脱退手当金が支給されていなければ、当然本件脱退手当金も併せて請求手続がとられるはずであるので、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、2 回目の脱退手当金の請求手続が行われたものとするのが自然である。

また、申立人は、昭和 47 年 5 月ころに国民年金の加入手続をしているが、その被保険者期間は申立期間のうち、38 年 1 月以降の①、②及び③と重複している。

その他、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月から 38 年 8 月まで
社会保険庁が管理する私の年金記録のうち、申立期間については、A社に勤務して厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を控除されていたので、未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の慰安旅行記念写真から、申立期間において、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿及び当該事業所の被保険者原票を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和 38 年 9 月 1 日と記録されている。

また、申立人が挙げている同僚の入社日は昭和 36 年 4 月であるが、厚生年金保険の資格取得日は申立人と同じ 38 年 9 月 1 日である。

さらに、当該事業所は昭和 43 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、申立期間の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除等の状況について、事業主から聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間における、厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 6 月から 22 年 10 月まで

私は、昭和 20 年 6 月から 22 年 10 月まで A 社 B 支店で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、この期間が空白となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の写真により、申立人が A 社で勤務していたことは推認することができる。

また、社会保険事務所の適用事業所名簿により、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所であるが、社会保険事務所が保管する申立期間当時の厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び申立人の同僚 3 人の氏名の記載が無く、申立人と同時期に入社した従業員と連絡が取れず、厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

さらに、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 3 日から 52 年 4 月 1 日まで

私は、勤務していたA事業所が昭和 48 年 8 月 3 日に株式会社（B社）となったときに、厚生年金保険料を控除されるようになり、以後 52 年 3 月まで厚生年金保険料を控除された。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主の証言により、申立人が昭和 46 年ころから数年間当該事業所に勤務していたことは推認できるが、いつごろまで勤務していたかまでの証言を得ることはできなかった。

また、申立人が所持する昭和 49 年から 51 年までの源泉徴収票において社会保険料控除の事実が確認できるが、同票に記載されている社会保険料の控除額は、給与の総支給額から試算した厚生年金保険料額を大幅に下回っており、同控除額が厚生年金保険料であるとは考え難い。

さらに、社長及び元同僚は、申立期間において国民年金に加入していることを確認済みであり、申立人自身も国民年金に加入し、その妻が保険料を納付していたことを認めている。

加えて、社会保険事務所の記録では、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないところ、事業主は、申立期間を含め、個人事業所時代も法人になってからも当該事業所の従業員は事業主も含めて3人であり、平成 19 年に厚生年金保険の適用事業所となるまで厚生年金保険には加入していなかったと説明している上、申立人も申立期間当時の従業員は、社長と申立人と元同僚の3人であったことを認めていることから、当該事業所は、申立期間において、当時の厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）が定める適用事業所の要件「5人以上の従業員を使用する事業所」に該当せず、厚生年金保険の非適用事業所であったと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 734

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 1 月 20 日まで

平成 19 年のねんきん特別便の通知によると、A 区周辺にあった B 事業所で勤務していた昭和 34 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、及び C 市にあった D 事業所で勤務していた 46 年 4 月 1 日から 48 年 1 月 20 日までの期間が空白とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、B 事業所という名称で A 区又は E 区に所在する厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人は、事業主や同僚についての記憶が無く、証言を得ることができないため、当該事業所における申立人の勤務の実態は不明である。

なお、社会保険事務所が保管する当該事業所と名称が類似している F 社 (E 区) の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

2 申立期間②については、申立人が社長の氏名を記憶しており、同一社名で社長の氏名も同じ「D 事業所」は、G 区で昭和 43 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっているが、46 年 6 月 29 日に C 市に移転するため、適用事業所でなくなっている。

また、申立人は、C 市にあった D 事業所に勤務したと主張していることから、C 市に移転した上記事業所に勤務していたことが推認されるものの、社会保険庁の記録によると、申立期間当時「D 事業所」という名称で C 市に所在する適用事業所は確認できない。

さらに、申立人が記憶している当時の事業主は既に他界しており、申立人

に当時の同僚についての記憶が無く証言を得ることができないことから、申立期間当時の雇用実態等が不明である。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年4月30日まで
私の平成5年4月から7年4月までの標準報酬月額が、知らないうちに引き下げられている。社会保険事務所へ行った覚えも、標準報酬月額の訂正届を出した覚えも無いので、正当なものに戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁の電算記録により、その翌々月の同年6月8日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年4月から7年4月までについて53万円から9万2,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人の妻は、社会保険事務所への届出に必要となる当該事業所の代表者印について、「平成7年5月の連休明けに顧問弁護士に渡した。」と供述し、同弁護士は「申立人の財産保全措置に必要な処置後、速やかに管財人に代表者印を引き継いだ。」と供述しているところ、申立人は、社会保険事務所による質問応答書(20年11月26日)の「年金記録の確認期間において社会保険料の滞納がありましたか」という質問に、「はい」と回答し、申立人の妻は、「管財人の法律事務所に申立人と一緒に足を運んだ。」と供述していることを考え合わせると、清算の過程で申立人と管財人との間で厚生年金保険料の滞納についても話し合いがあったことがうかがえる上、当該事業所の厚生年金保険被保険者のうち、標準報酬月額のさかのぼった訂正が行われたのは、申立人(代表取締役)、監査役及び申立人の妻(会社での身分は一般社員)の3人だけであることから、管財人が独断で標準報酬月額の訂正の届出を行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 44 年 8 月まで

私は、当時、社会保険のメリットについて理解しており、社会保険に加入している事業所を選んで就職していた。A事業所（現在は、B社）に就職してすぐに、社長から年金番号を聞かれたが答えられず、それなら新たに申請すると言われたことを覚えている。

そのため、同社が社会保険の適用を受けていたことは明らかであり、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、雇用期間についてまでの証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、社会保険に加入している事業所を選んで就職したと主張しているものの、事業主は、申立期間当時9人程度の従業員を雇用していたが、厚生年金保険には加入していなかったと供述している上、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所は、平成9年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認済みである。

さらに、当該事業所では、法人になった昭和47年以前の関係資料は既に処分していて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月から 44 年 7 月まで
② 昭和 44 年 8 月から 46 年 7 月まで
③ 昭和 46 年 8 月から 47 年 1 月まで
④ 昭和 47 年 2 月から 49 年 7 月まで

私は、昭和 42 年 8 月に A 社を退職後すぐ、B 地周辺の職業紹介所を通じ、C 社、D 社、E 社、F 社で働いていた。結婚後、第一子の出産を機に家庭に入る 49 年 7 月ごろまで、厚生年金保険の加入期間であると思うので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において各社に勤務していたが、給与はそれぞれ別の派遣元である事業所から支給されていたと述べている。

しかしながら、申立人は、派遣元の事業所名を C 社に勤務していた時の G 社しか記憶していない上、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人の記憶は明確ではなく、雇用保険の加入記録も存在しない。

また、申立人に係る勤務形態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について各事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が、職業紹介所を紹介されたとする A 社に勤務していた際と同僚は、「同紹介所を通じ D 社に勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から38年2月1日まで
私は、昭和36年11月27日にA社B工場（現在は、C社）に入社し、37年2月11日から本採用になり厚生年金保険料を支払っていたのに、厚生年金保険被保険者となった日が38年2月1日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人は申立期間においてC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、申立人に係る人事関係及び在籍関係の資料が無いことから、申立期間における申立人の雇用形態及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

また、申立人から名前の挙がった4名の同僚からは、いずれも現場担当であったため、申立人の厚生年金保険の適用関係については不明と述べている上、厚生年金保険の加入時期について、2名が入社と同時、2名が入社して3か月後、5か月後と述べていることから、厚生年金保険への加入については、事業主により個別に判断されていたと考えられる。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の記録は、昭和38年4月1日が取得日となっている上、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿を確認したところ、37年1月5日から同年10月1日までの期間において資格を取得した者はいなかった。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで
② 昭和 36 年 1 月 1 日から 40 年 8 月 6 日まで
③ 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 8 月 21 日まで

私は、A社（現在は、B社）を退職後、すぐにC地からD地へ転居しており、脱退手当金についての手続書類を提出したことはなく、脱退手当金も受け取っていない。社会保険庁の記録では、脱退手当金を受け取ったこととされていることに納得できない。再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB社に係る申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年1月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 1 日から平成 5 年 4 月 21 日まで
私は、昭和62年11月にA社に入社し、平成9年7月に同事業所が廃業するまで勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が5年4月21日になっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚は、申立人は当該事業所が廃業した平成9年7月まで約10年間勤務していたと証言しており、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

また、申立人の雇用保険の記録により、申立人が当該事業所において平成3年11月12日に雇用保険の被保険者資格を取得していること、及び当該事業所が加入していたB退職金共済制度の加入記録により、申立人が元年9月1日に同制度に加入し、当該事業所が廃業になった9年7月に脱退していることがそれぞれ確認できる。

しかし、当該事業所はC厚生年金基金に昭和43年から加入しているが、申立人の同基金への加入は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同じ平成5年4月21日である上、社会保険庁の電算記録によると、当該事業所の申立期間に係る被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番もないことから、申立人に係る厚生年金保険と同基金への加入手続は同時に行われたものと推認できる。

また、当該事業所は既に廃業し、申立期間当時の代表取締役は既に他界しており、他の関係者とも連絡が取れないことから、申立期間当時の雇用の実態が不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 28 日から 42 年 11 月 1 日まで

私は、昭和41年4月から42年10月末日まで、A事業所（現在は、B社）から、C（国名）のD社に研修生として派遣され、D社の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の加入期間に空きは無いはずであり、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した書類及び同事業所の回答から、申立人が申立期間において、C国のD社に勤務していたことは認められるものの、E社会保障協定が発効する平成12年以前においては、C国の年金制度へ加入していても、その期間は日本における年金加入期間として通算されず、日本の年金制度加入免除期間ともならない。

また、A事業所における申立人の雇用保険加入記録と厚生年金保険加入記録とが一致していること、及び申立人の給与がD社から支給されていることから、申立人と同事業所との雇用関係が、申立期間中も継続していたとは認められない。

さらに、申立人は、申立期間中、A事業所からは給与を支給されていなかったことを認識しており、厚生年金保険料が控除されていたこと推認すべき理由は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 9 月 30 日まで
平成 11 年 10 月から 12 年 8 月まで、私の役員報酬は 30 万円で、保険料もそれに見合う金額が控除されていたが、会社を清算する際に、社会保険事務所に未納保険料の分割納付を申し出たところ、自らの標準報酬月額をさかのぼって減額処理することで、未納保険料と相殺する方法があると言われ、そのとおりにした。

私は、代表取締役社長であり、標準報酬月額の減額処理を承知している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、本人の供述及びその保管する社会保険事務所への届出書面等により認められる上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 12 年 9 月 30 日以降の同年 10 月 16 日付けで申立期間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

また、申立人は、上記減額処理に係る被保険者標準報酬月額変更届等を保管しており、社会保険事務所もこれらの書類が同処理に係るものであることを認めている。

さらに、申立人は、申立期間当時、未納保険料を相殺する手段として、社会保険事務所職員の勧めに同意し、当該手続を行った旨を供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 32 年 3 月まで

私は、昭和 31 年 4 月から 32 年 3 月まで、A 県 B 町に在った C 社 D 支店 E 出張所に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるが、その間が未加入になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に係る具体的な供述、及び C 社が保管している E 出張所に係る記録により、申立人が申立期間において当該出張所に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料が給与から控除されていたという申立人の記憶が定かでない上、申立人が挙げた同僚 4 人は、死亡又は消息不明であるため、当時の取扱状況等について聴取することができない。

また、C 社は、「申立人が社員名簿に登載されておらず、社員カードも無いことから在籍記録が確認できない。また、申立人の申立てどおりの厚生年金保険資格取得の届出及び保険料の納付については、いずれも、行わなかった。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務形態の状況は不明である。

さらに、申立人が、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる給与明細書等の関連資料が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。